

議案 62号

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

資料名 宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の概要について

1 改正する条例

宝塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(平成26年条例第31号)

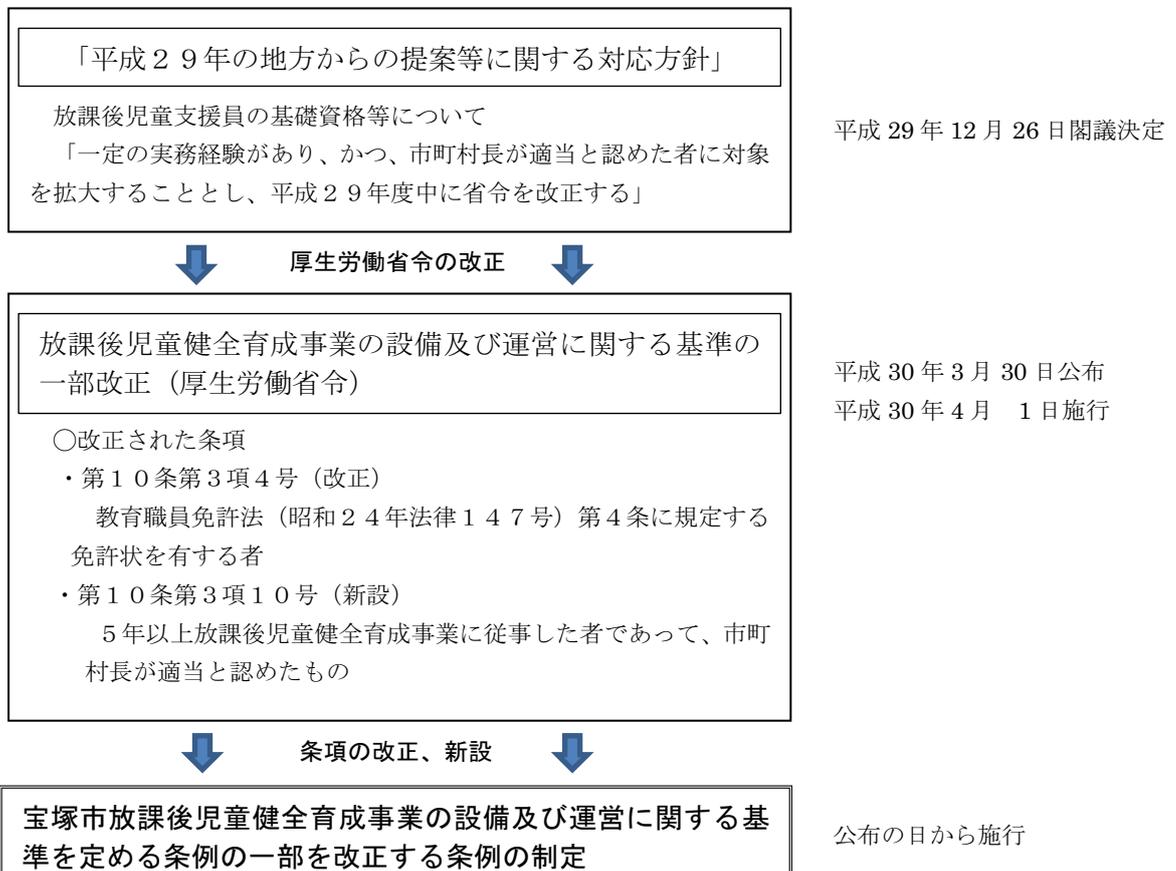
※児童福祉法の規定により厚生労働省令に基づき定めた条例

2 改正点

- 第10条第3項第4号中、「学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者」を「教育職員免許法（昭和24年法律147号）第4条に規定する免許状を有する者」に改める。
- 第10条第3項に第10号として、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」を新設する。

3 改正理由

国の地方分権改革の取組である、「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定）において、放課後児童支援員の基礎資格等について、「一定の実務経験があり、かつ、市町村長が適当と認めた者に対象を拡大することとし、平成29年度中に省令を改正する」こととされたことを受け、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部を改正する厚生労働省令が定められました。



4 施行日

公布の日